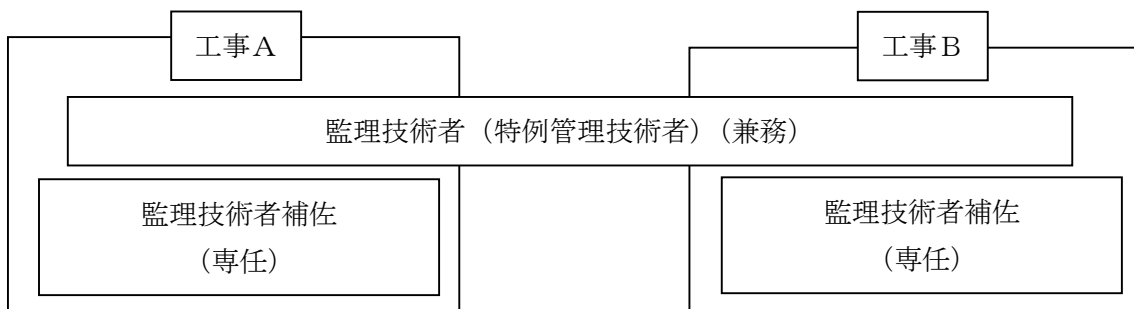


## 監理技術者が複数現場を兼務する場合の取扱について

建設業法の改正により、一級施工管理技士補が創設されました。この一級施工管理技士補を監理技術者補佐として専任で配置した場合、監理技術者（＝特例監理技術者）が2件までの工事を兼務可能とするため、石岡市発注工事における特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いを定め、令和3年10月12日以降に入札公告を行う工事から適用しましたのでお知らせします。

### 配置例



- 1 対象工事（兼務する工事が以下の要件を満たすこと）
  - (1) 予定価格が1億円未満である工事
  - (2) 茨城県内で施工される工事
- 2 特例監理技術者及び監理技術者補佐の要件（以下のすべての要件を満たすこと）
  - (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること
  - (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補（主任技術者の資格が必要）又は監理技術者の資格者であること。

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。（例えば、電気工事の主任技術者の資格のみを有する者が、土木一式工事の監理技術者補佐になることはできない。）
  - (3) 監理技術者補佐が一級施工管理技士補の場合、その技術検定種目が特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
  - (4) 特例監理技術者及び監理技術者補佐は、3箇月以上の雇用関係があること。
  - (5) 特例監理技術者は、主要な会議への参加、現場の巡回、主要な工程への立会等を適正に遂行すること。
  - (6) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で、常に連絡が取れる体制であること。
  - (7) 発注者に対して、監理技術者補佐の担当業務等を明らかにすること。